

国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律をここに公布する。

法 律

御名御璽

昭和六十年五月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

法律第三十七号

国 の 補 助 金 等 の 整 理 及 び 合 理 化 並 び に 臨 時 特 例 等 に 關 す る 法 律

(植物防疫法の一部改正)

第三十五条 植物防疫法(昭和二十五年法律第二百五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十五条」を「第三十四条」に、「第三十六条」を「第三十五条」に改める。

第二十二条第二項中「次章」の下に「並びに第三十五条」を加える。

第二十三条第三項及び第四項並びに第三十二条第七項を削る。

第三十四条の見出しを「(監督)」に改め、同条第一項を削る。

第三十五条を削る。
第七章中第三十六条の前に次の二条を加える。

(交付金)

第三十五条 国は、次に掲げる経費の財源に充てるため、都道府県に対し、交付金を交付する。

- 一 病害虫防除所の職員、第三十三条第一項の病害虫防除員その他発生予察事業に従事する都道府県の職員に要する経費
- 二 前号に掲げるもののほか、第二十三条第

2
二項の規定により同条第一項の発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営による経費
農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付については、各都道府県の農家数、農地面積及び市町村数を基礎とし、各都道府県において植物の検疫、防除及び発生予察事業を緊急に行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しなければならない。

21

(施行期日等)
附則

この法律は、公布の日から施行する。
この法律による改正後の法律の規定(昭和六十年度の特例に係る規定を除く。)は、同年度以降の年度の予算に係る国の負担(当該国の負担に係る都道府県又は市町村の負担を含む。以下この項及び次項において同じ。)若しくは補助(昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、昭和五十九年度以前の年度における事務又は事業の実施により昭和六十年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年度以降の年度に繰り越されたものは、なお從前の例による。

通農
商林
自建運產水厚文大藏總理大臣
治設輸業產生生部大臣
大大大大大臣大臣
臣臣臣臣大臣
古木山村佐増松竹中曾根
屋部下田藤岡永下敬
佳徳次守博光登弘
亨昭夫郎良之